平成２１年（フ）第４５０号
千葉県八街市八街は１番地96
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５３号
千葉県成田市玉造７丁目15番地53
債務者　野崎　秀昭
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５４号
千葉県富里市十倉374番地171
債務者　桑野　麻子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５９号
千葉県成田市西三里塚１番地1470
債務者　佐原　拓也
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６１号
千葉県成田市並木町41番地３サンクレイドル公津の杜210
債務者　大貫麻里絵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４２９号
岡山県倉敷市笹沖1250番地１
債務者　戸取　悦夫
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
岡山県小田郡矢掛町東川面421番地６
債務者　森下　正男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
岡山県小田郡矢掛町東川面421番地６
債務者　森下　明美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2985番地５
債務者　森下　浩文
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
静岡県富士宮市大岩715番地の２　メゾン峰石Ａ102号、前住所静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　雇用促進住宅２号棟102号
債務者　佐野裕一郎
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９７号
静岡県富士宮市大岩715番地の２　メゾン峰石Ａ102、前住所静岡県静岡市清水区蒲原新栄181番地、前々住所静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　雇用促進住宅２号棟102号
債務者　佐野　仁美（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市大岩1765番地の70
債務者　加藤　昌巳（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８０号
岩手県宮古市中里団地13番１号
債務者　杉下　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第８７号
岩手県宮古市宮園６番16号
債務者　伊藤　文男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４４３号
長崎県佐世保市戸尾町19―19　阿部アパート102、旧住所長崎県佐世保市大潟町60番地99
破産者　中野　幸雄
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
千葉市中央区東千葉１丁目３番１棟204号
破産者　田尻　清実
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４６９号
横浜市西区中央２丁目38番10号
破産者　ドットワン株式会社
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部